

「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

市では、手話言語の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段の確保、発展により、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため、千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）を作成しました。

この条例（案）について、皆様のご意見、ご提案をお寄せください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
- ・市内施設での閲覧および配布：障害者自立支援課（市役所高層棟 9 階）、行政資料室（市役所低層棟 2 階）、各区役所総務課、各区保健福祉センター高齢障害支援課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和 7 年 4 月 8 日(火)～令和 7 年 5 月 7 日(水) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により文書にて提出してください。障害等により、以下の方法による提出が困難な場合は、事前に問い合わせ先までご相談ください。

- ・提出先

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1
千葉市役所障害者自立支援課
- 2 F A X：043-245-5549
- 3 電子メール：shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：障害者自立支援課（市役所高層棟 9 階）、各区役所総務課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和 7 年 6 月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

電 話 043-245-5175

F A X 043-245-5549

電子メール shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp